平成２２年（再ロ）第３号
兵庫県姫路市網干区浜田142番地６
再生債務者　小張　隆志
１　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月25日まで
４　一般異議申述期間　平成22年７月９日から平成22年７月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（再ロ）第１号
山口県防府市大字植松323番地
再生債務者　金山　幸子
１　決定年月日時　平成22年５月31日午後１時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月28日まで
４　一般異議申述期間　平成22年７月５日から平成22年７月12日まで
山口地方裁判所

平成２２年（再ロ）第２号
鹿児島県霧島市隼人町神宮１丁目12番45―403号　ユーミーハイツ
再生債務者　村手　洋昭
１　決定年月日時　平成22年５月31日午後１時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月28日まで
４　一般異議申述期間　平成22年７月12日から平成22年７月20日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第２号
静岡市葵区安倍口団地７番18―617号
再生債務者　長倉　良樹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年５月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月26日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（再ロ）第１号
群馬県利根郡昭和村大字糸井798番地１
再生債務者　澤田　雅之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年５月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月27日
前橋地方裁判所沼田支部個人再生係

平成２１年（再ロ）第１３号
高知市一宮しなね１丁目22番41号
再生債務者　西内　伸介
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年５月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月27日
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２１年（再ロ）第１０２１３号
東京都東久留米市南沢５―19―24―119
再生債務者　榎本　嘉幸
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年５月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月27日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第２号
岩手県奥州市水沢区字久田105番地４
再生債務者　阿部久美子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年５月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月27日　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（再ロ）第１０１８１号
東京都練馬区富士見台１－１－４
再生債務者　山田　隆行
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年５月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月27日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第４号
三重県尾鷲市座ノ下町3789番地22
再生債務者　中村　　明
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年５月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月24日　　津地方裁判所熊野支部

平成２２年（再ロ）第１号
佐賀県佐賀市久保田町大字徳万2410番地28
再生債務者　唐島　富彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年５月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月24日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（再ロ）第４６号
仙台市太白区泉崎１丁目２番６―104号
再生債務者　大宮　信隆
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年５月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月28日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２１年（再ロ）第８号
佐賀県鹿島市大字井手1394番地３
再生債務者　山﨑　昭伸
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年５月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月25日　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（再ロ）第５号
鹿児島県阿久根市赤瀬川1811番地１
再生債務者　針原　幸治
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年５月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月26日
鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係

平成２１年（再ロ）第２０号
沖縄県島尻郡南風原町字宮平451番地の36
再生債務者　島仲　正也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年５月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月31日
那覇地方裁判所民事第３部

厚生年金基金変更公告

全国通信機械工業厚生年金基金の事務所の所在地に変更があったので、厚生年金保険法第116条及び厚生年金基金令第４条の規定により次のように公告します。
１．新事務所の所在地　東京都中央区日本橋室町４丁目６番２号
２．旧事務所の所在地　東京都千代田区鍛冶町１丁目５番６号
３．変更年月日　平成22年５月10日
平成 22 年６月８日
全国通信機械工業厚生年金基金

解散公告

解散
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十二年八月一日であり、両者の株主総会の承認決議は平成二十二年五月十四日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年五月十七日
掲載頁　九十二頁（号外第一〇二号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年五月十七日
掲載頁　八十六頁（号外第一〇二号）
平成二十二年六月八日
大阪府大阪市東淀川区豊新二丁目一六番一四号　（甲）イーグル興産株式会社
代表取締役　桐山　健一
埼玉県戸田市川岸一丁目二番三六号
（乙）株式会社イーグルコンテナ
代表取締役　増田　隆章